

裁 決 書

審査請求人

処分庁 四街道市長 鈴木 陽介

審査請求人が令和6年8月26日に提起した処分庁四街道市長（以下「処分庁」という。）による令和6年5月29日付け四街道市社指令第19号で審査請求人に対して行った、保有個人情報開示決定処分（一部を不開示とする処分。以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

審査請求人に対して、改めて開示、不開示の決定処分をすべきである。

第1 事案の概要

本件は、処分庁が審査請求人に対して行った本件処分に対し、審査請求人が、「面接記録票、保護台帳、保護決定調書、ケース記録票、ケース診断会議議事録、保護申請書受理簿、生活保護法第29条の規定による調査の嘱託を行った際の調査回答書、生活保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために要保護者の扶養義務者に対し扶養義務の履行について照会を行った際の照会文書、保護変更申請書、保護決定通知。」（以下「本件文書」という。）を部分開示するという決定を棄却し、全部開示するという決定を求める事案である。

第2 事実関係

1 関係法令等

- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第82条第1項
- ・法律第78条第1項
- ・法律第78条第1項第2号
- ・法律第78条第1項第3号

- ・法律第78条第1項第7号

2 処分内容及び理由

(1) 処分の内容

処分庁は、本件文書について、法律第82条第1項の規定により、令和6年5月29日付けで、法律第78条第1項第2号、第3号及び第7号に該当する部分を不開示とする処分を行った。

(2) 処分の理由

処分庁は、不開示とした部分を①開示請求者以外の個人に関する情報、②折衝者及び関係機関の所見に係る部分、③生活保護法第29条の規定による調査回答書に記載されている法人等の「印影」に関する情報としており、その理由は、①については、法律第78条第1項第2号に該当するため、②については、法律第78条第1項第7号に該当するため、③については、法律第78条第1項第3号に該当するためとしている。

3 審理手続の経過及び調査審議の過程

令和6年8月26日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づいて、令和6年5月29日に処分庁によって行われた本件処分に対し審査請求を行った。

令和6年9月3日、処分庁に対し弁明書及び証拠書類等の提出を求めた。

令和6年10月9日、処分庁から弁明書及び証拠書類等が提出された。

令和6年10月11日、審査請求人に対し反論書等及び口頭意見陳述申立書の提出を求めた。

令和6年11月22日、審査請求人に対し物件提出期限を再度設定した。

令和7年1月17日、審理手続を終結した。

令和7年1月17日、四街道市情報公開・個人情報保護審査会に諮問した。

令和8年3月27日、四街道市情報公開・個人情報保護審査会から答申された。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

本件文書を部分開示するという決定を棄却し、全部開示するという決定を求める。

(2) 処分理由等の明示が無いことについて

本件処分について、個々の行政文書ごとに非開示部分がどのような理由で法律第78条第1項第2号、第3号及び第7号に該当するという具体的且つ明確な記載が無い。

(3) 公務員等の職及び職務遂行の内容に関わる部分について

法律第78条第1項第2号に該当するとした部分のうち、公務員等の職及び職務遂行の内容に関わる部分については開示すべきである。

(4) 法人等の「印影」について

法人等の印影は、登記された団体名、代表者名及び所在地の表示に併せて押印することでこれらが一体となって団体の体をなすものであり、「印影」のみを法人等に関する情報の対象として

不開示とするのは法の解釈が不十分であり、開示すべきである。

(5) 折衝者及び関係機関の所見に係る部分について

本件文書は、生活保護という業務の遂行に鑑みて審査請求人及び審査請求人世帯の生活実態等に関する客観的且つ具体的事実の記載が中心になると考えられ、関係者が抱いた印象や評価が記載されている部分が開示されたからといって、処分庁の今後の生活保護業務の適切な遂行に支障を及ぼすとは考え難いため、法律第78条第1項第7号に該当するとした部分は開示すべきである。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張に対する意見

本件審査請求は棄却されることが適当である。

(2) 法律第78条第1項第2号適用の妥当性について

本件文書には、本人以外の第三者に関する情報等が記載されており、これらの情報を本人に開示することにより、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、不開示とすることが妥当である。

なお、本件処分において公務員等の職及び当該職務遂行の内容に関わる部分を法律第78条第1項第2号該当として不開示とはしておらず、失当である。

(3) 法律第78条第1項第3号適用の妥当性について

本件処分において法律第78条第1項第3号は、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示が妥当である。

(4) 法律第78条第1項第7号適用の妥当性について

本件処分において法律第78条第1項第7号は、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とすることが妥当である。

(5) 処分理由等の明示が無いとの主張について

審査請求人は、本件処分について、個々の行政文書ごとに非開示部分がどのような理由で法律第78条第1項第2号、第3号及び第7号に該当するという具体的且つ明確な記載が無い旨主張しているが、審査請求人に対して通知した保有個人情報開示決定通知書の記載と開示文書を照合することで、各文書のどの部分がどの理由に該当するかは明確である。

なお、審査請求人は弁明書作成時点で本件文書の開示を受けるために来庁しておらず、開示文書を受領していないため、不開示部分を確認していない。

第4 論点整理

本件処分において、審査請求人と処分庁との間で争いのある点は以下のとおりである。

(1) 法律第78条第1項第2号、第3号及び第7号に該当する部分について、本件処分における理由の記載が適切であるか否か判断する必要がある。

(2) 法律第78条第1項第2号、第3号及び第7号に該当する不開示部分について、妥当であるか否か判断する必要がある。

第5 裁決の理由

1 審査庁が認定した事実

(1) 法律第78条第1項第2号について

- ・開示請求者以外の個人の氏名、住所、性別、続柄、生年月日、学歴、心身状況、資産の保有状況等の情報が記載されていることを確認した。
- ・開示、不開示部分の統一が図られていない箇所が散見された。
- ・公務員等の職及び職務遂行の内容に関わる部分については不開示に該当する部分がない。

(2) 法律第78条第1項第3号について

- ・決定通知書に記載されている生活保護法第29条の規定による調査の嘱託を行った際の調査回答書を見分したところ、金融機関、生命保険会社等の法人等の印影が記載されていることを確認した。

(3) 法律第78条第1項第7号について

- ・不開示とした部分は面接記録票、ケース記録票において、面接員やケースワーカーの所見、率直な印象、評価、判定等の情報、医療機関やその他の関係機関等とのやり取りの情報などが記載されていることを確認した。
- ・開示、不開示部分の統一が図られていない箇所が散見された。

2 論点に対する判断

論点4-(1)について

審査請求人は、法律第78条第1項第2号、第3号及び第7号に該当する不開示部分について具体的且つ明確な記載が無い旨主張している。

これに対して、処分庁は、開示請求者に対して通知した保有個人情報開示決定通知書の記載と開示文書を照合することで、各文書のどの部分がどの理由に該当するかは明確であると主張している。

この点、法律第78条第1項第3号に該当する不開示部分については、開示文書を照合することで、各文書のどの部分がどの理由に該当するかは明確であると判断されるが、法律第78条第1項第2号及び第7号に該当する不開示部分について個々の理由が記載されていないため、各文書のどの部分がどの理由に該当するかは明確であるとはいえないと判断される。

論点4-(2)について

審査請求人は、本件処分において法律第78条第1項第2号、第3号及び第7号はいずれも適用する理由が無く全部開示すべきであると主張している。

これに対して、処分庁は、法律第78条第1項第2号は当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、不開示とすることが妥当である。法律第78条第1項第3号は、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とすることが妥当である。法律第78条第1項第7号は、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示が妥当であると主張している。

この点、法律第78条第1項第2号イにおいて、法令の規定により又は慣行として開示請求

者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は不開示情報から除くとされており、本件処分における不開示部分の一部が法律第78条第1項第2号イに該当するため、改めて開示の決定をすべきであると判断する。

法律第78条第1項第3号に該当する不開示部分については、法人の財産の侵害や正当な利益を害するおそれがあると考えられるため妥当であると判断する。

法律第78条第1項第7号に該当する不開示部分については、処分庁が不開示としたことは不当であるとはいえないが開示、不開示部分の統一が図られていない箇所も散見されるため開示の可否について改めて決定をすべきであると判断する。

なお、公務員等の職及び職務遂行の内容に関わる部分については、不開示に該当する部分がないと判断できるため妥当であると判断する。

第6 結論

以上のことから行政不服審査法第46条第1項及び同条第2項第2号の規定により、主文のとおり裁決する。

第7 付言

四街道市情報公開・個人情報保護審査会の答申の付帯意見を踏まえ、次のとおり付言する。

- (1) 本件文書のうち、生活保護法第29条の規定による調査の嘱託を行った際の調査回答書における不開示部分と理由が決定通知書に記載されていないと思料するため、改めて内容を確認の上、適切に対応されたい。
- (2) 決定通知書に記載されている不開示とした部分とその理由の記載について、本件請求に対する行政文書が大量であること、また、審査請求人が本件文書の受領をしていないことは一定の理解ができるが、今後、不開示部分について保有個人情報の請求者に十分な理解が得られるような記載方法を検討されたい。
- (3) 開示不開示の決定に際してその根拠づけのための十分な検討が処分庁でなされたのかどうか、疑問なしとしない場面がいくらか見られたことから、今後、開示不開示の決定について、疑義が生じないよう法的な根拠を明確に示すことが当初からできるよう、適切に対応されたい。

令和8年4月27日

審査庁 四街道市長 鈴木 陽介

(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四街道市を被告として（訴訟において四街道市を代表する者は四街道市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを

理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、四街道市を被告として（訴訟において四街道市を代表する者は四街道市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。